



平成 30 年 1 月 31 日
自動車局技術政策課

超小型モビリティの認定制度をより使いやすいものにします

－ 道路運送車両の保安基準第 55 条等に規定する告示等の一部改正について －

超小型モビリティの認定制度(※)については、これまで、申請者を地方公共団体等に限ってきましたが、今般、自動車メーカーをはじめとする地方公共団体以外の者からの申請も可能とする等の制度改正を行います。

※軽自動車よりも小さい乗車定員が 2 人程度の自動車（超小型モビリティ）について、運行及び車両に係る条件を付すことで、安全・環境性能が低下しない範囲で座席の取付け基準等、一部の基準を緩和し、公道走行を可能とする制度。



(超小型モビリティの例)

国土交通省では、超小型モビリティについて、道路運送車両法に基づく基準緩和制度を活用した認定制度を創設し、その開発・普及促進を図ってきたところです。

今般、当該改正によって、地方公共団体等だけではなく、自動車メーカー等が直接、基準緩和の申請をできるようになり、より多くの地域において公道走行が可能となります。

1. 告示等の主な改正項目(※ 改正の詳細については別紙をご覧ください。)

(1) 道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が定めるものを定める告示の一部改正

超小型モビリティについて適用しないこととする基準に、曇り防止装置（デフロスタ）の設置に係るものを追加するほか、所要の改正を行う。

(2) 超小型モビリティの認定要領（依命通達）の一部改正

これまでは、超小型モビリティの認定の申請ができる者を、超小型モビリティの運行に関して交通の安全と円滑を図るための措置を講ずる地方公共団体の長又は地方公共団体が組織した協議会の長に限っていたが、これらの者以外の者による申請も可能とすることとする(※)ほか、所要の改正を行う。

※ただし、申請者は、超小型モビリティの運行についてあらかじめ運行地域がある地方公共団体の長等の了承を得るものとする。

2. 公布・施行

公布: 1月31日(本日)

施行: 1月31日

問い合わせ先

自動車局 技術政策課: 衣本、齋藤

代表: 03-5253-8111(内線 42255)

直通: 03-5253-8591

FAX: 03-5253-1639

道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が定めるものを定める告示の一部を改正する告示及び超小型モビリティの認定要領（依命通達）の一部を改正する通達について

1. 改正の背景

国土交通省では、軽自動車よりも小さい乗車定員が 2 人程度の自動車（超小型モビリティ）について、道路運送車両法に基づく基準緩和制度を活用した認定制度を平成 25 年 1 月に創設し、その開発・普及促進を図ってきたところである。

現行の認定制度の下では、超小型モビリティの運行に際し、高速道路等を運行しないことや地方公共団体等が交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行すること等の使用上の制限を付すことを前提に、当該車両に適用される保安基準の一部を緩和することにより、その公道走行が認められている。

今般、この認定制度について、今後の車両安全対策のあり方についてとりまとめた交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会報告書（平成 28 年 6 月）において、手続きの柔軟性を高め、より超小型モビリティの普及を図るため、「見直しを行い、地方公共団体以外の者による申請を可能とする、実績のある車両の審査を合理化する等、より使いやすい制度としていくべきである。」との方向性が示された。

このことを踏まえ、より多くの地域において超小型モビリティが身近に利用される環境を整備すべく、道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が定めるものを定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1320 号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

（1）道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が定めるものを定める告示の一部改正

超小型モビリティについて緩和することができる保安基準に、曇り防止装置（デフロスタ）の設置に係る基準を追加するほか、所要の改正を行う。

（2）超小型モビリティの認定要領（依命通達）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

○申請者要件の緩和

地方公共団体の長又は地方公共団体が組織した協議会の長以外の者による申請を可能とする。ただし、申請者は、超小型モビリティの運行についてあらかじめ運行地域がある地方公共団体の長等の了承を得るものとする。

○運行地域の柔軟運用

運行地域が複数の地方公共団体にまたがる場合、各地方公共団体の長等の了承を得た上で申請を行うことにより、当該各地方公共団体を運行地域に含めることができることとする。

○認定実績のある車両の審査の合理化

新たに認定を申請する超小型モビリティのうち、既に認定実績のある超小型モビリティと同一の構造を有し、交通の安全と円滑を図るために同様の措置を講ずるものについては、提出書類の簡略化など審査の合理化を図ることとする。

【参考】現行の認定制度の概要

○対象とする超小型モビリティ

- ・長さ、幅、高さが軽自動車の規格内である三・四輪自動車
- ・乗車定員 2 人以下（2 個の年少者用補助乗車装置を取り付けたものにあつては、3 人以下）
- ・定格出力 8kW 以下（又は 125cc 以下）

○申請者

地方公共団体の長又は地方公共団体が組織した協議会の長

○認定時の保安基準の取扱い

使用上の制限を付すことにより、本来適用されるべき保安基準の一部を緩和

○認定後の措置

使用者に対する運行地域、安全対策等の事前説明 等

※現行の認定要領につきましては次のとおりです。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000043.html

3. スケジュール

公 布：平成 30 年 1 月 31 日

施 行：平成 30 年 1 月 31 日